

各就労継続支援 B 型事業所管理者 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

**令和 7 年度就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業に関する
派遣希望事業所の募集について（通知）**

平素より、本県の障害者福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、障害者の工賃水準を引き上げることを目的として、「令和 7 年度茨城県就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業」を下記のとおり実施いたします。

つきましては、工賃向上研修への参加及びアドバイザー派遣を希望する場合には、別添「令和 7 年度就労継続支援 B 型事業所アドバイザー派遣事業実施要項」を確認の上、**令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時**までに下記申込方法に従い、申込・書類提出していただきますようお願いいたします。

記

1 事業内容

工賃の向上を目指す「就労継続支援 B 型事業所」を対象に、各分野の専門家（アドバイザー）を派遣し、商品開発や販路拡大、経営管理改善、高工賃分野（施設外就労等）に取り組むための助言・指導等を行います。

2 実施方法

株式会社インサイトに委託して実施します。

3 アドバイザー派遣 対象事業所

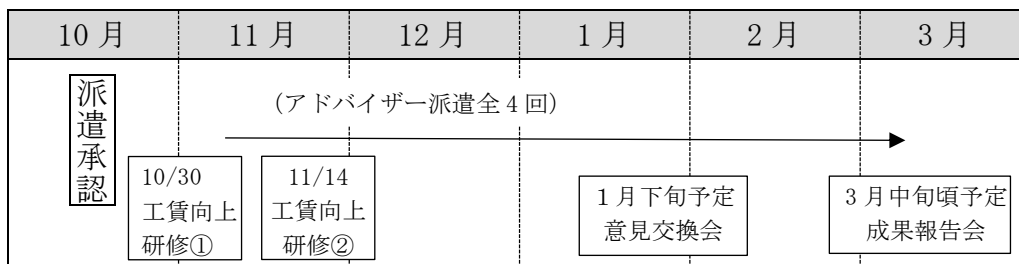
3 事業所を上限とします。

なお、派遣を希望する事業所が上限を超えた場合は、以下の事項より審査のうえ、対象事業所を選定します。

- ・平成 27 年度から令和 6 年度までのアドバイザー派遣事業の利用状況
(利用していない事業所が優先となります)
- ・利用者の登録がある事業所
- ・その他、事業計画等より審査

※ 必要に応じてヒアリングを実施いたします。日程等は各事業所に後日メールにてご連絡し、調整させていただきます。

4 事業スケジュール（予定）



※ アドバイザー派遣については、事業所へ現地派遣（2 回目）、Web 会議による派遣（1、3、4 回目）の全 4 回を予定しております。

※ アドバイザー派遣を初めて受ける事業所に関しては、「工賃向上研修」（10/30、11/14 に Web で実施）を受講していただきます。

※ アドバイザー派遣を受けた事業所には、成果報告会にて発表していただく場合がございます。

5 申込方法（工賃向上研修のみ希望する場合は（1）のみ）

（1）申込 URL をコピー&ペーストし、必要情報を入力 <https://insweb.jp/25ibab/>

（2）（1）にて申込み後、必要書類を下記提出先あてにメールで提出

- ①事業計画書
- ②生産活動別収支計算書 ※任意様式
- ③工賃向上計画 ※令和 6 年度以降に提出している場合は不要
- ④事業計画書補足資料
- ⑤その他依頼する資料等

6 申込・書類提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時（厳守）

【提出先・問合せ先】

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当（皆川）
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-3357 FAX 029-301-3370
E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp